

呉市空家等管理活用支援法人指定方針

令和 8 年 9 月 1 日
都市部住宅政策課

1 趣旨

呉市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 2 条に規定する方針を定めたものです。なお、本方針は指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

2 市が求める業務内容

本市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」といいます。）第 24 条に規定する業務のうち、市の空家等対策の取組を補完する役割として、次のいずれかの業務を求めます。

- (1) 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。具体的には、空き家に関する相談窓口（利活用、除却又はその両方のいずれか）を設置し、空家等の所有者等から寄せられる相続、売却、賃貸、管理、解体、登記、家財道具の処分などの多岐にわたる相談に対し、弁護士、司法書士、税理士等の専門家や不動産、一般廃棄物処分、解体等の事業者と連携し、ワンストップで具体的な解決策の提案や解決に向けたフォローアップ、必要な助言等を行う業務
- (2) 空家等の所有者と空家等の利用・移住希望者とのマッチング業務
- (3) 空家等の管理又は活用に関する情報発信やセミナー等の普及啓発業務
- (4) その他空家等の管理又は活用に関し、本市が必要と判断する業務

3 必要な活動実績等

申請日の属する事業年度の前事業年度末から起算して過去 5 年以内に、次の実績を有することが必要です。

- (1) 2 (1)の業務による指定を受けようとするものは、空家等の所有者等からの依頼に応じて、次のいずれかの活動実績を有すること。
 - ア 建築士、宅地建物取引士又は不動産鑑定士等と連携して行う空家等の活用及び管理に関する活動
 - イ 弁護士、司法書士、行政書士又は土地家屋調査士等と連携して行う相続及び登記に関する活動
 - ウ 一般廃棄物（家財道具等）の処分、解体工事などを担う各事業者と連携して行う空家等の除却に関する活動
- (2) 2 (2)の業務による指定を受けようとするものは、空家等の所有者と利用又は移住希望者を結びつけた活動実績（空き家バンク運営、成約支援等）を有すること。
- (3) 2 (3)の業務による指定を受けようとするものは、空家等の管理・活用に関するセミナー、相談会、情報発信等を継続的に実施した活動実績（年に複数回の相談会等

の開催など）を有すること。

- (4) 2(4)の業務による指定を受けようとするものは、複数事業年度にわたり、呉市が必要とする業務の活動実績を有していること。

4 法人が呉市外に主たる事務所を有する場合

法人が呉市外に主たる事業所を有する場合は、次のいずれかに該当することが指定の要件になります。

- (1) 他の地方公共団体と空家等対策に関する協定を締結し、現に活動していること。
- (2) 他の地方公共団体から法第23条による支援法人の指定を受けて、現に活動していること。
- (3) 呉市と官民連携等による活動実績があること（活動内容は、空き家に関することに限定しない）。

5 事前協議

指定申請の円滑化のため、原則、本申請の1ヶ月前までに住宅政策課との事前協議を行ってください。事前申請は、指定の可否を判断するものではありません。

- (1) 事前協議では、次の事項を確認します。

- ア 申請しようとする業務内容と本市のニーズとの適合性
- イ 活動実績、執行体制、経理的基礎の概況
- ウ 提出書類の確認

- (2) 事前協議の方法については、住宅政策課窓口での対面形式又はWeb会議ツールなどを用いたオンライン会議形式のいずれかとします。

6 支援法人ができる請求

支援法人は、業務の遂行のため必要がある場合において、次の請求等を本市に対して行うことができます。

- (1) 空家等の所有者等に関する情報提供の請求（法第26条第2項）
- (2) 空家等対策計画の作成又は変更の提案（法第27条第1項）
- (3) 法第14条各項の規定による請求（裁判所に対する財産管理人等の選任請求）の要請（法第28条第1項）

7 呉市空家等対策連携会議との連携

支援法人は、呉市が設置する「呉市空家等対策連携会議（以下、「連携会議」といいます。）」と密接に連携を図るものとし、連携会議が主催する「空き家に関する合同無料相談会」について、可能な範囲で相談員を派遣するなどの協力に務めるものとする。なお、相談員の派遣に当たっては、その業務内容に応じ、本市及び連携会議事務局と事前に調整を行うものとする。

8 申請に関する問合せ先

〒737-8501 広島県呉市中央四丁目1番6号

吳市都市部住宅政策課

電話番号：0 8 2 3－2 5－3 5 1 4